

告 示

埼玉県告示第三百四十一号

令和六年埼玉県告示第三百三十五号（建築物エネルギー消費性能認定申請手数料のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物）の一部を次のように改め、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第二百二十六号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第二百二十七号金額の欄イ」に改める。